



2026年1月16日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳  
(コード番号 : 8129 東証プライム市場)

問合せ先 常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真

(電話 03-6838-2803)

### 当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書の受領に関するお知らせ

当社は、2026年1月16日付で、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）より、当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書（以下「本説明書」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

本説明書においては、3D が投資一任運用サービスを提供する Citco Trustees (UT) Limited を受託者とした、CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND – II（以下「本取得者」といいます。）が、当社株式の取得予定数の上限を 1,537,200 株として、当社株式を取得すること（以下「本取得」といいます。）としたとされております。本説明書によれば、3D ら（本取得者、3D 及び 3D が投資一任運用サービスを提供するファンドを総称します。以下同じです。）は、本取得後の 3D らの議決権割合の上限を 27% とすることとし、議決権割合 27% に相当する株式数（17,560,700 株）から、本説明書提出日現在において本取得者が保有している株式数（16,023,534 株）を控除した株式数である 1,537,200 株を上限として設定したことです。

本取得に係る取得価格は、本取得は市場内取引によるため、市場価格になるとされております。

本取得は、本取得について、(i) 当社の取締役会の意見が賛同である場合、(ii) 当社の取締役会の意見が不表明である場合、又は (iii) 当社の取締役会の意見が反対であり、かつ、(a) 2か月以内に株主意思確認総会の開催がない場合、若しくは (b) 2か月以内に株主意思確認総会の開催があり、対抗措置議案が否決等の場合に実施する予定とされております。

加えて、以下の前提条件が充足又は放棄された場合に開始することを予定しているとのことです。

- ① 金融商品取引法第 27 条の 11 第 1 項但書き及び金融商品取引法施行令第 14 条に定める公開買付けの撤回事由が生じていないこと
- ② 当社株式の公開買付けが開始されるなど本取得の開始を取りやめることに合理性が認められる事由が生じていないこと
- ③ 当社の業務執行を決定する機関が剰余金の配当又は自己株式の取得についての決定をしていないこと
- ④ 本取得の実行にあたり必要となる国内外の許認可等手続（外資規制に基づく手続きを含むが、

これに限られない。) が全て完了し、又は完了することが合理的に見込まれると本取得者が判断していること

- ⑤ 本取得を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、本取得を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的おそれもないこと

今後につきましては、当社は、当社が 2025 年 10 月 31 日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。) に従い、本取得者に対し、本説明書を受領した 2026 年 1 月 16 日から 5 営業日以内(初日は算入されないものとします。)に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報の提供を求める予定です。

株主の皆様におかれましては、当社による今後の情報開示にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、当社が 2025 年 10 月 31 日付で公表した「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上